

# 香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン

平成31年4月策定  
令和2年4月改定  
令和3年4月改定

香 川 県

香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン

- (平成 31 年 3 月 1 日付け 30 環政第 67733 号 香川県環境森林部長通知  
[施行：平成 31 年 4 月 1 日])
- (令和 2 年 4 月 1 日付け 2 環政第 5127 号 香川県環境森林部長通知  
[施行：令和 2 年 4 月 1 日])
- (令和 3 年 4 月 1 日付け 3 環政第 2603 号 香川県環境森林部長通知  
[施行：令和 3 年 4 月 1 日])

目 次

1	目的	1
2	適用対象施設	1
3	適切な事業実施のために必要な措置	2
(1)	企画・立案時	2
ア	土地及び周辺環境の調査、土地の選定	2
(ア)	関係法令、条例の遵守	2
(イ)	土地の選定、開発計画の策定に当たり、十分な考慮が必要な区域	2
イ	地域との関係構築	6
(ア)	県への相談	6
(イ)	地域住民への十分な説明	6
(ウ)	市町への相談	6
(2)	設計・施工時	6
ア	土地開発の設計、発電設備の設計	6
イ	施工	7
ウ	周辺環境への配慮	7
(3)	運用・管理時	7
ア	保守点検・維持管理	7
イ	非常時の対処	8
ウ	周辺環境への配慮	8
(4)	撤去・処分時	8
ア	撤去・処分等	8
4	県への必要な手続	9
(1)	企画・立案時	9
ア	事業計画書の提出	9
イ	説明会等実施状況報告書の提出	9
(2)	平成 31 年 3 月 31 日以前に再エネ特措法に基づく認定を受けた施設	10
(3)	計画変更時	10
ア	届出事項変更届の提出	10
(4)	事業廃止時	10
ア	事業廃止届の提出	10
5	県、市町の役割	11
(1)	県の役割	11
(2)	市町の役割	11
○	様式 1～様式 4	13
○	太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧	25
○	県ガイドライン等手続きフロー	36

## 1 目的

太陽光発電は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再エネ特措法」といいます。）及び「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（以下「国のガイドライン」といいます。）等に基づき導入が図られていますが、近年、全国的に、環境や景観上の懸念から地域住民との関係が悪化したり、暴風や豪雨などにより予期せぬ被害が発生したりするなど、様々な問題が顕在化しています。

本県では、日照時間が長いという地域特性を生かし、太陽光発電の導入が進められていますが、そもそも県土面積が狭く、太陽光発電施設の設置に適した土地も限られているため、今後、本県でも、太陽光発電施設の設置に当たり、こうした問題が生じることが懸念されます。

また、将来的には、固定価格買取制度の調達期間終了後、太陽光発電事業者の経営破綻などにより、太陽光パネルなどの発電設備が放置されるといった状態が生じることが懸念されています。

太陽光発電事業については、現在、国において、発電施設の維持管理や撤去・処分も含めた適切な事業実施に向けた取組みが進められていますが、地域に深くかかわるものであるため、今般、県でも、「香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」を策定することとしました。

本ガイドラインは、県内において、太陽光発電事業者が事業を実施するに当たり、事前に災害発生リスクや地域への影響等を適切に把握し、地域の理解を得ながら、太陽光発電施設を適正に設置・管理することにより、太陽光発電事業が地域と共生した事業となることを目的としています。

## 2 適用対象施設

本ガイドラインは、平成31年4月1日以降に再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画（以下「事業計画」といいます。）の認定申請を行う（平成31年4月1日時点で認定申請中を含む）、次の施設を対象とします。

（対象）

- ・ 設備 太陽光発電施設（太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備（変圧器、蓄電設備、送電線等））
- ・ 設置場所 香川県内（隣接県にまたがる場合を含む）
- ・ 施設規模 出力50kW以上（実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一体と認められる場所で、複数の太陽光発電施設に分割して設置し、合算した出力が50kW以上となる場合を含む）

（ ・ 建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。  
・ 出力は、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値とする。 ）

- ① 平成 31 年 3 月 31 日以前に、再エネ特措法に基づく事業計画の認定を得た施設、及び改正前（平成 29 年 3 月 31 日以前）の再エネ特措法に基づく設備の認定を得た施設についても、本ガイドラインの対象（ただし、3（3）、3（4）及び4（2）～（4）に限る。）とします。
- ② ①の施設について、平成 31 年 4 月 1 日以降に、事業者の変更等を生じた場合または再エネ特措法に基づく変更認定を受けた場合は、①に関わらず、本ガイドラインの全ての事項が対象となります。
- ③ 機器メーカー、設計事業者、施工事業者、保守点検・維持管理を行う事業者及びコンサルタント業務等の太陽光発電事業に関連する業務に従事する事業者についても、本ガイドラインを参考にしながら事業を行ってください。
- ④ 本ガイドラインでは、出力 50 k W未満の太陽光発電施設は対象としませんが、国のガイドラインでは、施設規模に関係なく、全ての太陽光発電施設が対象とされているため、出力 50 k W未満の太陽光発電施設についても、国のガイドラインの規定に従う必要がありますので注意してください。
- ⑤ 再エネ特措法によらない出力 50 k W以上の太陽光発電施設についても、本ガイドラインを参考に事業を行ってください。

### 3 適切な事業実施のために必要な措置

#### (1) 企画・立案時

##### ア 土地及び周辺環境の調査、土地の選定

###### (ア) 関係法令、条例の遵守

事業者は、国のガイドラインに規定する事項に従ってください。なお、以下は国のガイドラインからの抜粋であり、必ず、国のガイドラインを確認してください。

- ① 関係法令及び条例の規定に従い、土地及び周辺環境の調査を行うこと
- ② 土地の選定に当たっては、事前に土地の利用可能性の確認に努めること
- ③ 関係法令及び条例で規定される必要な措置や手続等について、国、県、市町に確認及び相談し、関係法令及び条例の規定を遵守すること

###### (イ) 土地の選定、開発計画の策定に当たり、十分な考慮が必要な区域

国のガイドラインでは、土地の選定、開発計画の策定に当たり、「関係法令及び条例の適用されている土地や周辺環境においては、発電設備の設置に適さない土地である場合もあり、事業実施に適しているかについて十分に検討を行うことが重要」とされています。

本ガイドラインでは、国のガイドラインの考え方を踏まえ、関係法令や条例の規定による許可や届出が必要な区域を基本に、「災害防止の観点」と「良好な自然環境・生活環境等の保全の観点」から「土地の選定、開発計画の策定に当たり、十分な考慮が必要な区域」を設定しました。

なお、区域の設定は本ガイドラインにおいて独自に定義するものであり、関係法令や条例の規定により定義されるものではありません。

[災害防止の観点]

関係法令	対象区域等	理由
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設等を設置するとともに、一定の行為を制限する必要があるとして指定された区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊から住民の生命を保護するため、一定の行為を制限する必要があるとして指定された区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等により、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあるとして指定された区域、あるいは著しい危害が生じるおそれがあるため一定の行為を制限する必要があるとして指定された区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため
砂防法	砂防指定地	土砂の流出による被害を防止するため、必要な施設等を設置するとともに、一定の行為を制限する必要があるとして指定された区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため
森林法	保安林及び保安施設地区の区域	水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全等のため、一定の行為を制限するとともに、必要な事業を行う必要があるとして指定された区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため
河川法	河川区域	洪水、高潮等による災害の発生を防止し、河川の流水の正常な機能を維持するため

		指定された区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため
海岸法	海岸保全区域	海水又は地盤の変動による被害から海岸を保護する必要があるとして指定された区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため
港湾法	港湾隣接地域及び臨港地区	港湾の安全かつ円滑な利用を目的として指定された区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため
農業用ため池の管理及び保全に関する法律及びため池の保全に関する条例	ため池	破損又は決壊等、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため

**[良好な自然環境・生活環境等の保全の観点]**

関係法令	対象区域等	理由
自然公園法及び香川県立自然公園条例	国立公園及び県立自然公園	優れた自然風景を保護するために指定された区域であるため
自然環境保全体法及び香川県自然環境保全体条例	香川県自然環境保全地域、香川県緑地環境保全地域及び自然記念物	優れた自然環境を保全し将来にわたり継承していく必要があるとして指定された区域、その区域を保全することが地域の良好な生活環境の確保に資するとして指定された区域、及び周辺の土地と一体となって良好な自然環境を形成しており将来にわたり保全するため指定されたものであるため
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要があるとして指定された区域であるため
香川県希少野生生物の保護に関する条例	指定希少野生生物保護区	希少野生生物のうち特に保護を図る必要がある種を保護するために重要であるとして指定された区域であるため
景観法及び市町景	景観形成重点地区	景観形成を総合的かつ計画的に推進する

観条例		ため、特に重要な景観資源を有する地区や、良好な景観形成を誘導する必要がある地区として指定された区域であるため
都市計画法	風致地区	都市において自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を保全するために指定された区域であるため
農地法 農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域及び第1種農地	優良な農地を確保するために指定された区域及び良好な営農条件を備えている農地であるため
森林法（再掲）	地域森林計画対象 民有林	知事が策定する地域森林計画において、計画的に整備及び保全を進めていくとされているため
文化財保護法並びに 県及び市町文化財保護条例	国・県・市町指定の 史跡・名勝・天然記念物の指定地、伝統的建造物群保存地区及び周知の埋蔵文化財包蔵地	国民・県民共有の財産である文化財を保存するための区域として指定、周知されているため
瀬戸内海環境保全 特別措置法及び香川県 自然海浜保全条例	自然海浜保全地区	砂浜や岩礁など自然の状態が維持されている環境や、海水浴や潮干狩りなどの場として身近に親しまれている海浜を保全するために指定された区域であるため
海岸法（再掲）	一般公共海岸区域	海岸環境の保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、一般公衆の自由使用が確保されている区域であるため
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	指定区域	廃棄物が地下にある土地として指定された区域であるため

上記の区域以外であっても、土地の選定に当たっては、別表「太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧」を参考に、十分な検討や調整を行う必要があります。

また、太陽光発電施設の設置に関し、関係法令や条例の規制がない区域についても、防災や環境保全、景観保全の観点から、地域住民の理解が得られず、事業が進まないケースや、想定していなかったコストの発生など、様々な事業リスクが生じる可能性があります。

区域設定にかかわらず、地域住民の生活環境に直接影響のある地域では、地域住民の声に十分配慮し、土地の選定、開発計画の策定を行ってください。

## イ 地域との関係構築

### (ア) 県への相談

事業者は、本ガイドラインに係る確認、相談については、県へ問い合わせてください。

### (イ) 地域住民への十分な説明

- ① 事業者は、国のガイドラインの規定を踏まえ、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切な関係構築を図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めてください。
- ② 事業者は、地域住民との関係構築を図るに当たり、事業計画書の内容等について、十分に説明してください。
- ③ 事業者は、地域住民との関係構築を図るため、必要がある場合には、配慮すべき地域住民の範囲や、地域住民への説明の方法等について、市町に相談してください。
- ④ 事業者は、設計・施工、運用・管理、撤去・処分等の計画や、排水、土砂流出等について説明を求められた場合には、事業計画作成の早い段階で、改めて地域住民へ説明してください。
- ⑤ 事業者は、地域住民から事業に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、合意書、協定書等の締結等を含め、誠意をもって対応し、理解を得られるよう努めてください。

### (ウ) 市町への相談

事業者は、地域住民との適切な関係構築を図るに当たり、必要がある場合には、配慮すべき地域住民（自治会、水利関係者等）の範囲や、地域住民への説明の方法等について、施設設置予定場所の市町や、施設設置予定場所に近接する市町と相談してください。

## (2) 設計・施工時

### ア 土地開発の設計、発電設備の設計

事業者は、国のガイドラインに規定する事項に従ってください。なお、以下は国のガイドラインからの抜粋であり、必ず、国のガイドラインを確認してください。

- ① 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発の設計を行うこと
- ② 関係法令及び条例がない又は適用されない場所においても、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全のための適切な土地開発の設計を行うように努めること
- ③ 関係法令及び条例の規定に従い、発電設備の設計を行うこと
- ④ 関係法令及び条例がない又は適用されない場合においても、防災、環境保全、景観保全を考慮し、発電設備の設計を行うように努めること



## イ 施工

事業者は、国のガイドラインに規定する事項に従ってください。なお、以下は国のガイドラインからの抜粋であり、必ず、国のガイドラインを確認してください。

- ① 関係法令及び条例の規定に従い、施工を行うこと
- ② 関係法令及び条例がない又は適用されない場合においても、防災、環境保全、景観保全を考慮し、施工を行うように努めること
- ③ 施工の際は、周辺地域の安全を損なわないように努めること
- ④ 設置工事に伴う資材や廃棄物等を、周辺に影響がないように、関係法令や条例、県や市町の指導等に従い、適切に処理するように努めること

## ウ 周辺環境への配慮

事業者は、国のガイドラインに規定する事項に従ってください。なお、以下は国のガイドラインからの抜粋であり、必ず、国のガイドラインを確認してください。

- ① 設計・施工に当たり、長期的に地域との共生を図り、事業を円滑に進めるため、地域住民に与える騒音、電磁波、反射光等の影響を考慮し、地域住民の良好な生活環境を害することのないよう、適切な措置を講ずるよう努めること
- ② 出力 20 kW以上のものについて、発電設備の外側から見えやすい場所に、事業者名、保守点検責任者名、連絡先等、事業に係る情報を記載した標識を掲示すること
- ③ 第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、外部から容易に発電設備に触れることができないよう、発電設備の周囲に柵塀を設置するなど適切な措置を講ずること

## (3) 運用・管理時

### ア 保守点検・維持管理

事業者は、国のガイドラインに規定する事項に従ってください。なお、以下は国のガイドラインからの抜粋であり、必ず、国のガイドラインを確認してください。

- ① 関係法令及び条例の規定に従い、保守点検及び維持管理計画の策定及び体制の構築を行うこと
- ② 関係法令及び条例の規定に従い、発電設備を運転すること
- ③ 事業計画の認定申請時に提出した保守点検及び維持管理計画に則って、保守点検及び維持管理を実施すること
- ④ 発電性能の維持に関する作業（除草時の除草剤利用等）を実施するに当たり、地域住民や周辺環境地域に影響が及ぶことがないように努めること

## イ 非常時の対処

事業者は、国のガイドラインに規定する事項に従ってください。なお、以下は国のガイドラインからの抜粋であり、必ず、国のガイドラインを確認してください。

- ① 落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電（運転）状況を確認した上で、可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認するように努めること
- ② 発電設備に異常をきたすような落雷・洪水・暴風・豪雪等の発生が予想される場合、事前の点検等を行うように努めること
- ③ 発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、県、市町及び地域住民へ速やかにその旨を連絡するように努めること
- ④ 被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じるように努めること
- ⑤ 被害が発生し、損害賠償責任を負う場合、適切かつ誠実な対応を行うように努めること

## ウ 周辺環境への配慮

事業者は、国のガイドラインに規定する事項に従ってください。なお、以下は国のガイドラインからの抜粋であり、必ず、国のガイドラインを確認してください。

- ① 事業地の管理において、防災や設備安全、環境保全、景観保全などに関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認するとともに、県や市町、地域住民と設置時に合意した事項などがある場合は、当該合意事項に則して適切に対応すること
- ② 発電設備の周囲に地域住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めること
- ③ 第三者の侵入があった場合、これを確認できるような措置を講ずるように努めること
- ④ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うように努めること

## (4) 撤去・処分時

### ア 撤去・処分等

事業者は、国のガイドラインに規定する事項に従ってください。なお、以下は国のガイドラインからの抜粋であり、必ず、国のガイドラインを確認してください。

- ① 事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その実行に係る費用を想定した上で、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定し、積立てを行うこと
- ② 発電等による発電事業途中での修繕や撤去及び処分に備え、火災保険や地震保険に加入するように努めること
- ③ 発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行うこと
- ④ 事業終了後の発電設備の管理に際し、感電防止の観点から、第三者がみだりに発電設備に近づかないよう、適切な措置を講じるように努めること
- ⑤ 発電設備を撤去及び処分する場合、環境省「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参照するように努めること
- ⑥ 事業終了後の設備の撤去など、県や市町、地域住民と合意した事項がある場合、当該合意事項に従い責任をもって対応すること

#### 4 県への必要な手続

##### (1) 企画・立案時

###### ア 事業計画書の提出

事業者は、再エネ特措法に基づく事業計画の認定申請を行う前に、次の内容を記した事業計画書（様式1）を県へ提出してください。

- ・施設設置予定場所（住所）
- ・事業予定地の面積（㎡）
- ・事業予定地の登記地目
- ・事業予定地の土地所有者
- ・発電事業者（事業者名、代表者名、住所、電話番号、担当者名等）
- ・発電設備の出力（kW）
- ・事業認定申請（予定）年月日
- ・設置工事着手予定年月日
- ・運転開始予定年月日
- ・事前説明を行った（予定している）相手
- ・チェックリスト（土地の選定、開発計画の策定に当たり、十分な考慮が必要な区域）（様式1 別紙）
- ・その他（位置図、平面図、配置図等）

なお、再エネ特措法に基づく事業計画の認定が得られた場合は、速やかに、国からの認定通知書の写しを県へ提出してください。

###### イ 説明会等実施状況報告書の提出

事業者は、次の内容を記した説明会等実施状況報告書（様式2）を県へ提出してください。

- ・施設設置予定場所（住所）
- ・事業予定地の面積（㎡）
- ・説明会等実施日時
- ・説明会等実施場所及び説明方法（説明会・個別等）
- ・説明の相手方（事業予定地との関係、人数）
- ・主な意見とその対応

## （２）平成 31 年 3 月 31 日以前に再エネ特措法に基づく認定を受けた施設

事業者は、2①に該当する場合は、国に提出した事業計画認定申請書の写し及び国からの認定通知書の写し（旧制度からのみなし認定の場合は事業計画書【みなし認定用】の写し）を、速やかに、県へ提出してください。

## （３）計画変更時

### ア 届出事項変更届の提出

事業者は、4（１）ア及び4（２）の内容が変更となった場合には、次の内容を記した届出事項変更届（様式 3）を県へ提出してください。

- ・施設設置予定場所（住所）
- ・事業予定地の面積（㎡）
- ・発電事業者名
- ・代表者名
- ・住所
- ・電話番号
- ・緊急連絡先
- ・発電設備の出力（kW）

なお、「施設設置予定場所」を追加する場合、「事業予定地の面積」が増加する場合、事業譲渡等により「発電事業者名」が変更となる場合は、本ガイドラインの全ての事項が対象となることから、本変更届を提出する際には、「チェックリスト」（様式 1 別紙）及び「説明会等実施状況報告書」（様式 2）も併せて県へ提出してください。

また、再エネ特措法に基づく事業計画の変更の認定が得られた場合は、速やかに、国からの認定通知書の写しを県へ提出してください。

## （４）事業廃止時

### ア 事業廃止届の提出

事業者は、事業を廃止しようとする場合には、速やかに、次の内容を記した事業廃止届（様式 4）を県へ提出してください。なお、国へ廃止届を提出した場合は、前記に代えて、その写しを県へ提出してください。

- ・事業者情報

設備 ID、発電事業者名、代表者名、住所、電話番号、担当者名、緊急連絡先

- ・ 事業内容  
施設設置場所（住所）、廃止（予定）年月日、設備稼働状況、設備廃棄予定、  
事業廃止後の土地の用途
- ・ 廃止理由

## 5 県、市町の役割

### （1）県の役割

県は、本ガイドラインの周知に努めるとともに、事業者に対し、県が所管する関係法令や条例に基づく手続き等についての相談対応等を行うこととします。

- ① 本ガイドラインの周知
- ② 事業者からの相談への対応
  - ・ 関係法令や条例で規定される必要な措置や手続きの相談対応
  - ・ 本ガイドラインの説明
- ③ 事業者からの「事業計画書」、「説明会等実施状況報告書」の受理及び関係市町への情報提供
- ④ 事業者からの「認定通知書（写）」の受理及び関係市町への情報提供
- ⑤ 事業者からの「届出事項変更届」の受理及び関係市町への情報提供
- ⑥ 事業者からの「事業廃止届」の受理及び関係市町への情報提供
- ⑦ 関係法令や条例等の違反が疑われる場合の県及び市町への情報提供

### （2）市町の役割

市町は、当該市町内に太陽光発電施設を設置しようとする事業者に対し、当該市町が所管する関係法令や条例の規定に基づく手続きや、地域住民との関係構築等についての相談対応を行うこととします。

- ① 事業者からの相談への対応
  - ・ 関係法令や条例で規定される必要な措置や手続きの相談対応
  - ・ 地域住民との関係構築に当たり、配慮すべき地域住民の範囲や説明方法等の相談対応
- ② 関係法令や条例等の違反が疑われる場合の県への情報提供



様式1

年 月 日

香川県環境政策課 宛

届出者 住所

氏名（法人名及び代表者）

## 事業計画書

内容		記入年月日	年 月 日
1	施設設置予定場所（住所） （複数の地番がある場合は全て記入）		
2	事業予定地の面積（㎡）		
3	事業予定地の登記地目 （複数ある場合各々の地目と面積（㎡）を記入）		
	※現況地目が登記地目と異なる場合は、 現況地目を記載		
4	事業予定地の土地所有者	<input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 事業者以外（賃貸等） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
5	発電事業者	事業者名	
6		代表者名	
7		住 所	
8		電話番号	
9		担当者名	
10		緊急連絡先	
11	発電設備の出力（kW）		
12	事業認定申請（予定）年月日		
13	設置工事着手予定年月日		
14	運転開始予定年月日		
15	事前説明を行った（予定している）相手	<input type="checkbox"/> 隣接地の土地所有者 <input type="checkbox"/> 事業予定地を含む自治会等団体 <input type="checkbox"/> 水利権等同意が必要な利害関係者 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
16	チェックリスト	（様式1 別紙）のとおり	

※ 本事業計画書は、「香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」に基づき、香川県内で、再エネ特措法に基づく「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定を受ける予定の出力50kW以上の太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）の設置を計画されている事業者の方が作成するものです。

※ 事業計画書の各項目に必要な事項を記入の上、事業計画の早い段階で、県担当課へ提出をお願いします。なお、本事業計画書に基づき、事業の進捗状況を確認させていただくことがあります。

※ 太陽光発電施設の設置予定場所の位置図及び発電施設の平面図、配置図を添付してください。

- ※ 再エネ特措法に基づく事業計画の認定が得られた場合は、速やかに、国からの認定通知書の写しを県へ提出してください。
- ※ 事業計画書の提出後に「1 施設設置予定場所」、「2 事業予定地の面積」、「5 発電事業者名」、「6 代表者名」、「7 住所」、「8 電話番号」、「10 緊急連絡先」、「11 発電設備の出力」が変更となった場合には、「届出事項変更届」（様式3）を提出してください。なお、「1 施設設置予定場所」を追加する場合、「2 事業予定地の面積」が増加する場合、事業譲渡等により「5 発電事業者名」が変更となる場合は、本ガイドラインの全ての事項が対象となることから、「チェックリスト」（様式1 別紙）及び「説明会等実施状況報告書」（様式2）も併せて県へ提出してください。
- ※ 「15 事前説明を行った（予定している）相手」については、該当欄にチェックを入れるとともに、実際に説明会等を実施した後、「説明会等実施状況報告書」（様式2）を県へ提出してください。
- ※ 「16 チェックリスト」については、全ての項目について、関係法令の適用の「有無」と、関係部署との確認を終了した後、県へ提出してください。協議中の場合は、進捗状況を確認させていただくことがあります。
- ※ 提供いただいた情報は、必要に応じ、市町、県、国の間で共有させていただきます。



(様式1 別紙)

チェックリスト (土地の選定、開発計画の策定に当たり、十分な考慮が必要な区域)

[災害防止の観点]

	項目	該当の有無	左欄の「有」「無」に関わらず、確認相手(部署名、担当者)及び確認日を記入してください。また、左欄が「有」の場合は現状状況を、確認相手から留意事項等があった場合はその内容を記入してください。
1	地すべり防止区域 (地すべり等防止法)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2	急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
3	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
4	砂防指定地 (砂防法)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
5	保安林及び保安施設地区の区域 (森林法)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
6	河川区域 (河川法)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
7	海岸保全区域 (海岸法)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

	項 目	該当の有無	左欄の「有」「無」に関わらず、確認相手（部署名、担当者）及び確認日を記入してください。また、左欄が「有」の場合は手続状況を、確認相手から留意事項等があった場合はその内容を記入してください。
8	港湾隣接地域及び臨港地区 (港湾法)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
9	ため池 (農業用ため池の管理及び保全に関する法律及びため池の保全に関する条例)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

[良好な自然環境・生活環境等の保全の観点]

	項 目	該当の有無	左欄の「有」「無」に関わらず、確認相手（部署名、担当者）及び確認日を記入してください。また、左欄が「有」の場合は手続状況を、確認相手から留意事項等があった場合はその内容を記入してください。
1	国立公園及び県立自然公園 （自然公園法及び香川県立自然公園条例）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2	香川県自然環境保全地域、香川県緑地環境保全地域及び自然記念物 （自然環境保全法及び香川県自然環境保全条例）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
3	鳥獣保護区特別保護地区 （鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
4	指定希少野生生物保護区 （香川県希少野生生物の保護に関する条例）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
5	景観形成重点地区 （景観法及び市町景観条例）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
6	風致地区 （都市計画法）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
7	農用地区域及び第1種農地 （農地法・農業振興地域の整備に関する法律）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

	項 目	該当の有無	左欄の「有」「無」に関わらず、確認相手（部署名、担当者）及び確認日を記入してください。また、左欄が「有」の場合は手続状況を、確認相手から留意事項等があった場合はその内容を記入してください。
8	地域森林計画対象民有林 （森林法）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
9	国・県・市町指定の史跡・名勝・天然記念物の指定地、伝統的建造物群保存地区及び周知の埋蔵文化財包蔵地 （文化財保護法並びに県及び市町文化財保護条例）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
10	自然海浜保全地区 （瀬戸内海環境保全特別措置法及び香川県自然海浜保全条例）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
11	一般公共海岸区域 （海岸法）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
12	指定区域 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	



- ※ 本報告書は、「香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」に基づき、事業者の方が、地域住民等に対して実施した説明の状況等について、県へ報告するために作成するものです。
- ※ 「5 説明の相手方」の（ ）欄には、具体的な名称を記載すること（〇〇自治会、〇〇水利組合等）。なお、説明の相手方が複数ある場合は、全ての名称を記載してください。
- ※ 「事業計画書」（様式1）を提出する際には、当該報告書の提出が必要です。
- ※ 「施設設置予定場所」を追加する場合、「事業予定地の面積」が増加する場合、事業譲渡等により「発電事業者名」が変更となる場合は、本ガイドラインの全ての事項が対象となることから、「届出事項変更届」（様式3）を提出する際には、当該報告書の提出が必要です。
- ※ 提供いただいた情報は、必要に応じ、市町、県、国の間で共有させていただきます。

様式3

年 月 日

香川県環境政策課 宛

届出者 住所

氏名（法人名及び代表者）

## 届 出 事 項 変 更 届

## ○ 変更対象事業計画

設備ID		
施設設置予定場所（住所） （複数の地番がある場合は全て記入）		
発電事業者	発電事業者名	
	代表者名	
	住 所	
	電話番号	
発電設備の出力（kW）		

※ 変更前の内容を記載すること。

## ○変更内容

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	備考 （変更理由等）
施設設置 予定場所 （住所）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
事業予定地 の面積		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
発電事業者 名		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
代表者名		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
住所		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
電話番号		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
緊急連絡先		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
発電設備の 出力(kW)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

※ 変更の「有」「無」にチェックを入れ、変更内容等を記載すること。

※ 「施設設置予定場所」を追加する場合、「事業予定地の面積」が増加する場合、事業譲渡等により「発電事業者名」が変更となる場合は、本ガイドラインの全ての事項が対象となることから、本変更届を提出する際には、「チェックリスト」（様式1 別紙）及び「説明会等実施

状況報告書」(様式2)も併せて県へ提出してください。

- ※ 施設設置予定場所及び事業予定地の面積に変更がある場合は、位置図及び発電施設の平面図、配置図を添付してください。
- ※ 再エネ特措法に基づく事業計画の変更の認定が得られた場合は、速やかに、国からの認定通知書の写しを県へ提出してください。



様式 4

年 月 日

香川県環境政策課 宛

届出者 住所

氏名（法人名及び代表者）

事 業 廃 止 届

1 事業者情報	
設備 I D	
発電事業者名	
代表者名	
住所	
電話番号	
担当者名	
緊急連絡先	
2 事業内容	
施設設置場所（住所） （複数の地番がある場合は全て記入）	
廃止（予定）年月日	
設備稼働状況	<input type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後（運転開始年月日 年 月 日）
設備廃棄予定 （廃棄予定年月日等）	
事業廃止後の土地の用途	<input type="checkbox"/> 原状回復（原状における用途： ） <input type="checkbox"/> 更地化 <input type="checkbox"/> その他（ ）

3 廃止理由

--

- ※ 本届は、「香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」に基づき、太陽光発電事業を廃止しようとする事業者の方が、県へ報告するために作成するものです。
- ※ 国へ廃止届を提出した場合は、本様式に代えてその写しを提出してください。
- ※ 本届に基づき、設備の撤去・処分の状況等を確認させていただくことがあります。
- ※ 提供いただいた情報は、必要に応じ、市町、県、国の間で共有させていただきます。



## 「太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧」

太陽光発電施設の設置に係る主な手続きは以下のとおりです。

なお、これ以外の手続きが必要となる場合もありますので、手続きに不備や漏れがないよう、下記相談窓口や市町に十分確認した上で、事業を実施するようにしてください。

No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類 型	相談窓口	電話番号
1	地すべり等防止法	地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、もしくは誘発する行為を行う場合は、許可が必要です。	許 可	香川県河川砂防課	087-832-3536
				(農水省所管) 西讃土地改良事務所又は小豆総合事務所の土地改良課	(西讃) 0875-25-4086 (小豆) 0879-62-1262
2	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内において、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為を行う場合は、許可が必要です。	許 可	各地域の土木事務所又は小豆総合事務所の管理担当課	(長尾) 0879-52-2585 (高松) 087-889-8902 (中讃) 0877-46-7469 (西讃) 0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334
3	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内において、一定の開発行為を行う場合は、許可が必要です。	許 可	各地域の土木事務所又は小豆総合事務所の管理担当課	(長尾) 0879-52-2585 (高松) 087-889-8902 (中讃) 0877-46-7469 (西讃) 0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334
4	砂防法	砂防指定地内において、土地の形状変更等を行う場合は、許可が必要です。	許 可	各地域の土木事務所又は小豆総合事務所の管理	(長尾) 0879-52-2585 (高松)

No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類型	相談窓口	電話番号
				担当課	087-889-8902 (中讃) 0877-46-7469 (西讃) 0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334
5	森林法	保安林及び保安施設地区において、開発行為を行う場合は、指定解除の手続きを行うことが必要です。	指 定 解 除	香川県みどり保 全課	087-832-3221
		地域森林計画の対象となっている民有林の開発面積が 1ha を超える場合は、許可が必要です。	許 可		
		地域森林計画の対象となっている民有林の開発面積が 1ha を超えない場合は、市町へ届出が必要です。	届 出	各市町の林業担 当課	各市町の林業 担当課
6	みどり豊かであ るおいのある県 土づくり条例	一定規模（地域森林計画の 対 象である民有林は 0.1ha、その 他は 1ha）以上の土地開発行為 を行う場合は、事前協議が必要 です。	事 前 協 議	香川県みどり保 全課	087-832-3463
7	河川法	国・県・市町の管理する河川区 域において、占用及び工作物の 設置等を行う場合は、許可が必要 です。	許 可	(国管理河川区 域) 国土交通省四国 地方整備局香川 河川国道事務所 土器川出張所	0877-22-8318
				(県管理河川区 域) 各地域の土木事 務所又は小豆総 合事務所の管理 担当課	(長尾) 0879-52-2585 (高松) 087-889-8902 (中讃) 0877-46-7469

No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類型	相談窓口	電話番号
					(西讃) 0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334
				(市町管理河川 区域) 各市町の河川担 当課	各市町の河川 担当課
8	海岸法	海岸保全区域や一般公共海岸区 域において、工作物の設置等 を行う場合は、許可が必要です。	許 可	各地域の土木事 務所又は小豆総 合事務所の管理 担当課  (高松港) 高松港管理事務 所	(長尾) 0879-52-2585 (高松) 087-889-8902 (中讃) 0877-46-7469 (西讃) 0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334 (高松港) 087-851-3442
				(漁港海岸) 各市町の漁港担 当課	各市町の漁港 担当課
				(農地海岸) 各地域の土地改 良事務所又は小 豆総合事務所の 土地改良課	(東讃) 087-889-0191 (中讃) 0877-62-0752 (西讃) 0875-25-4086 (小豆) 0879-62-1262
9	港湾法	港湾隣接地域及び臨港地区内の 民有地において、工作物の設置 等を行う場合は、許可が必要で す。	許 可	各地域の土木事 務所又は小豆総 合事務所の管理 担当課	(長尾) 0879-52-2585 (高松) 087-889-8902

No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類型	相談窓口	電話番号
				(高松港) 高松港管理事務所	(中讃) 0877-46-7469 (西讃) 0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334 (高松港) 087-851-3442
10	漁港漁場整備法	漁港区域において、工作物の設置等を行う場合は、許可が必要です。	許 可	各市町の漁港担当課	各市町の漁港担当課
11	農業用ため池の管理及び保全に関する法律及びため池の保全に関する条例	【法律】特定農業用ため池に指定されたため池については、以下の手続きが必要です。 ①土地の掘削等をする場合は、許可が必要です。	許 可 又 是 届 出	各地域の土地改良事務所又は小豆総合事務所の土地改良課	(東讃) 087-889-0191 (中讃) 0877-62-0752 (西讃) 0875-25-4086 (小豆) 0879-62-1262
		【条例】堤高が 5m以上又は貯水量が 5 千m <sup>3</sup> 以上のため池については、以下の手続きが必要です。(特定農業用ため池を除く) ①埋立を行う場合は、届出が必要です。 ②土地の掘削等をする場合は、許可が必要です。			
		条例の対象とならないため池についても、埋立を行う場合は、「ため池の保全に関する条例施行規則の一部改正に伴う事務の取扱いについて(平成 16 年 4 月 1 日付 16 土改第 536 号香川県農政水産部長通知)」により、条例対象ため池に準じて、届出が必要です。	届 出		
12	自然公園法及び香川県立自然公	自然公園(国立公園、県立自然公園)区域内であれば、以下の	許 可 又 是	(国立公園) 環境省四国事務	087-811-6227

No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類 型	相談窓口	電話番号
	園条例	<p>手続きが必要です。</p> <p>①特別地域内において、土地の形状変更、工作物の設置等をする場合は、許可が必要です。</p> <p>②普通地域内において、土地の形状変更、一定規模を超える工作物の設置等をする場合は、工事着手の30日前までに届出が必要です。</p>	届 出	<p>所高松自然保護 官事務所</p> <p>(県立自然公園) 香川県みどり保 全課</p>	087-832-3214
13	自然環境保全法 及び香川県自然 環境保全条例	<p>香川県自然環境保全地域内であれば、以下の手続きが必要です。</p> <p>①特別地区内において、土地の形質変更、工作物の設置等をする場合は、許可が必要です。</p> <p>②普通地区内において、土地の形質変更、一定規模を超える工作物の設置等をする場合は、工事着手の30日前までに届出が必要です。</p>	許 可 又 是 届 出	香川県みどり保 全課	087-832-3214
		<p>香川県緑地環境保全地域内であれば、土地の形質変更、一定規模を超える工作物の設置等をする場合は、工事着手の30日前までに届出が必要です。</p>	届 出		
		<p>自然記念物の現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、届出が必要です。</p>	届 出		
14	鳥獣の保護及び 管理並びに狩猟 の適正化に関する 法律	<p>鳥獣保護区特別保護区において、建築物その他工作物の新築・増改築や、水面の埋め立て、干拓及び木材を伐採する場合は、許可が必要です。</p>	許 可	香川県みどり保 全課	087-832-3212
15	絶滅のおそれの	<p>生息地等保護区域内において、</p>	許 可	環境省四国事務	087-811-6227

No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類型	相談窓口	電話番号
	ある野生動植物の種の保存に関する法律	各種の開発行為を行う場合は、許可又は届出が必要です。	又 届出	所野生生物課	
16	香川県希少野生生物の保護に関する条例	指定希少野生生物保護区において、建築物その他工作物の新築・増改築や、水面の埋め立て、干拓及び木材を伐採する場合は、許可が必要です。	許 可	香川県みどり保全課	087-832-3212
17	景観法及び市町景観条例	各市町の景観計画区域内において、一定規模を超える建築物その他工作物の新築・増改築を行う場合は、届出が必要です。	届 出	各市町の景観法担当課	各市町の景観法担当課
18	都市計画法及び風致地区内における建築等の規制に関する条例（県条例及び市町条例）	風致地区内において、建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採その他の行為を行う場合は、許可が必要です。	許 可	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、三豊市、宇多津町、多度津町の風致地区担当課	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、三豊市、宇多津町の風致地区担当課
19	農地法	登記地目が田・畑などの土地又は現況が農地等である土地を農地以外のものに転用する場合は、許可が必要です。	許 可	各市町農業委員会又は香川県農政課	各市町農業委員会又は香川県農政課 087-832-3397
20	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内農用地区域の農地を農用地区域から除外し、農地以外のものにすることは、農用地利用計画の変更を市町に申し出ることが必要です。	申 出	各市町の農業振興地域制度担当課又は香川県農政課	各市町の農業振興地域制度担当課又は香川県農政課 087-832- 3393
21	文化財保護法及び文化財保護条例（県条例及び市町条例）	史跡・名勝・天然記念物及び伝統的建造物群保存地区の国・県・市町指定地において、現状変更等を行う場合は、許可が必要です。	許 可	各市町の教育委員会又は香川県生涯学習・文化財課	各市町の教育委員会又は香川県生涯学習・文化財課 087-832-3786
		周知の埋蔵文化財包蔵地内の土木工事は、規模に関わらず届出	届 出		



No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類型	相談窓口	電話番号
		が必要です。 工事中に新たな遺跡（埋蔵文化財）を発見した場合は届出が必要です。	届出		
22	瀬戸内海環境保全特別措置法及び香川県自然海浜保全条例	自然海浜保全地区において、土地の形質変更、工作物の設置等をする場合は、届出が必要です。	届出	香川県みどり保全課	087-832-3214
23	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域（最終処分場跡地）において、宅地造成、土地の掘削、工作物の設置、開墾等、土地の形質の変更を行おうとする場合は、届出が必要です。	届出	香川県廃棄物対策課	087-832-3229
24	都市計画法	架台下の空間に人が立ち入るもの（メンテナンスのみに立ち入るものを除く）、又は、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管若しくは格納その他の屋内的な用途に使用するものは、建築物に該当するため、開発面積が一定規模以上の場合は、許可が必要です。	許可	(高松市のみ) 高松市建築指導課	087-839-2488
				(上記以外で都市計画区域内の4.5ha未満のもの) 丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町の都市計画法担当課	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町の都市計画法担当課
				(その他) 香川県建築指導課	087-832-3611

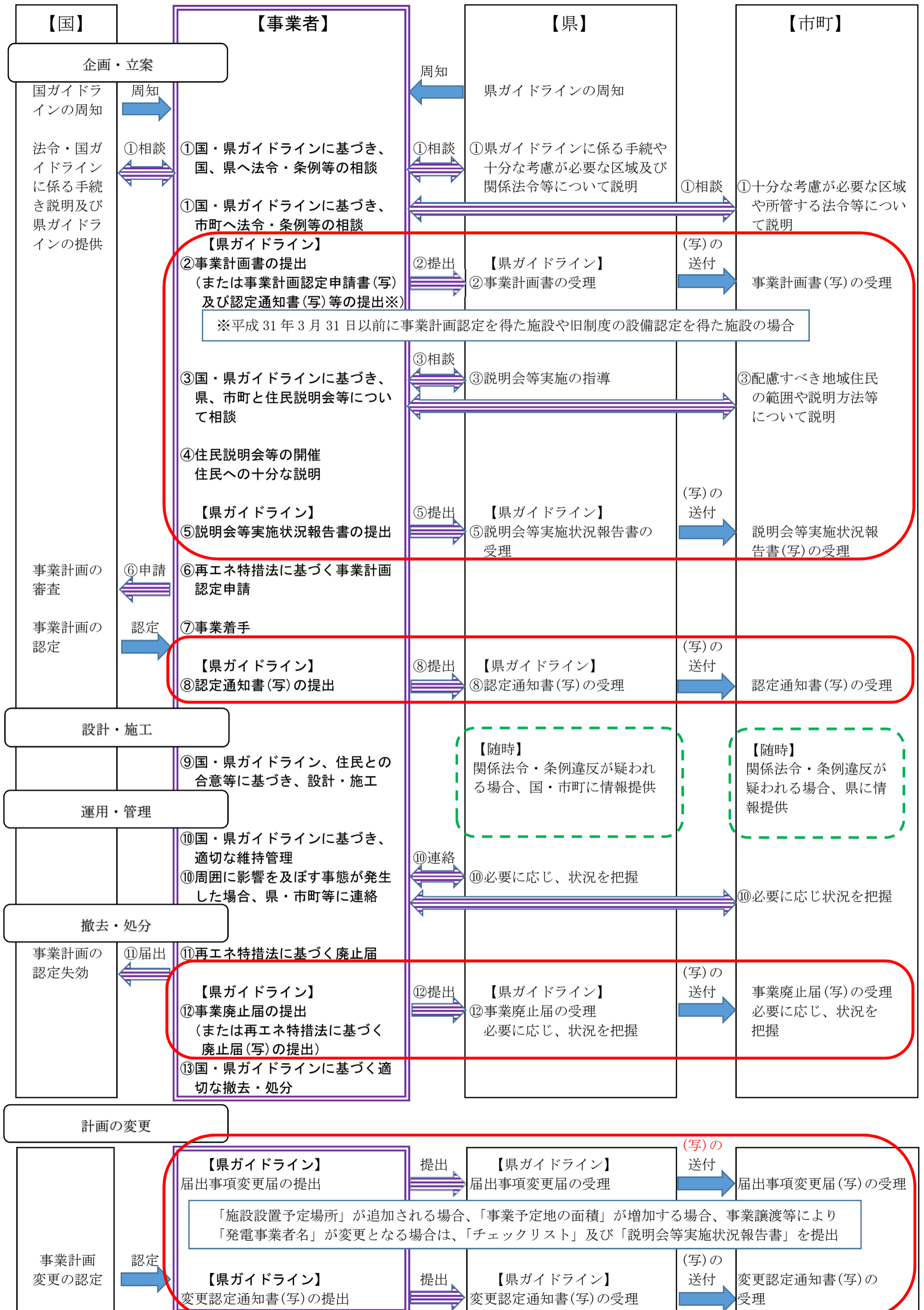
No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類 型	相談窓口	電話番号
25	香川県屋外広告物条例及び高松市屋外広告物条例	看板等を設置する場合は、許可が必要です。	許 可	(高松市のみ) 高松市都市計画課	087-839-2488
				(上記以外) 各地域の土木事務所又は小豆総合事務所の管理担当課	(長尾) 0879-52-2585 (高松) 087-889-8902 (中讃) 0877-46-7469 (西讃) 0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334
26	建築基準法	架台下の空間に人が立ち入るもの（メンテナンスのみに立ち入るものを除く）、又は、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管若しくは格納その他の屋内的な用途に使用するものは、建築物に該当するため、建築確認申請が必要です。	確 認 申 請	(高松市のみ) 高松市建築指導課	087-839-2488
				(上記以外) 各地域の土木事務所、小豆総合事務所の建築指導担当課又は香川県建築指導課	(長尾) 0879-52-2588 (中讃) 0877-46-3183 (西讃) 0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334 (香川郡) 087-832-3611
27	建設リサイクル法	特定建設資材（コンクリート、アスファルト、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材）を用いた建築物や土木工作物等を解体する工事又は特定建設資材を使用する新築工事や土木工事であって、一定規模以上の工事の場合は、届出又は通知が必要です。	届 出 又 は 通 知	(高松市) 高松市の建設リサイクル法担当課	建設リサイクル法担当課
				(高松市以外の建築物) 各地域の土木事務所、小豆総合事務所の建築指	(長尾) 0879-52-2588 (中讃) 0877-46-3183 (西讃)

No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類型	相談窓口	電話番号
				導担当課又は香 川県建築指導課	0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334 (香川郡) 087-832-3612
				(高松市以外の 土木工作物) 各地域の土木事 務所、小豆総合 事務所の建設リ サイクル担当課	(長尾) 0879-52-2584 (中讃) 0877-46-3182 (西讃) 0875-25-1002 (小豆) 0879-62-1333 (香川郡) 087-889-8909
28	土壌汚染対策法	3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地の形質を変 更しようとする場合は、着手日 の 30 日前までに届出が必要で す。	届 出	(高松市のみ) 高松市環境指導 課	(高松市) 087-839-2380
				(上記以外) 香川県環境管理 課	087-832-3218
29	騒音規制法	規制地域において、特定建設作 業を行う場合は、作業開始の 7 日前までに届出が必要です。 ※(特定)建設作業の種類 ①くい打機・くい抜機・くい打 くい抜機、びょう打機、さく岩 機、空気圧縮機、一定出力以上 のバックホウ・トラクターショ ベル・ブルドーザーを使用する 作業 ②一定規模以上のコンクリート プラント又はアスファルトプラ ントを設けて行う作業	届 出	高松市、丸亀 市、坂出市、善 通寺市、観音寺 市、さぬき市、 東かがわ市、三 豊市、直島町、 宇多津町、多度 津町の騒音規制 法担当課	高松市、丸亀 市、坂出市、 善通寺市、観 音寺市、さぬ き市、東かが わ市、三豊 市、直島町、 宇多津町、多 度津町の騒音 規制法担当課
30	振動規制法	規制地域において、特定建設作	届 出	高松市、丸亀	高松市、丸亀

No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類型	相談窓口	電話番号
		業を行う場合は、作業開始の7日前までに届出が必要です。 ※（特定）建設作業の種類 ①くい打機・くい抜機・くい打くい抜機、鋼球、舗装版破碎機、ブレーカーを使用する作業		市、坂出市、善通寺市、観音寺市、宇多津町、多度津町の振動規制法担当課	市、坂出市、善通寺市、観音寺市、宇多津町、多度津町の振動規制法担当課
31	環境影響評価法及び香川県環境影響評価条例	出力が4万kW以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業をする場合は、環境アセスメントの実施が必要です。 また、出力が3万kW以上4万kW未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業については環境アセスメント実施の有無を判断するため国への届出が必要です。	環境影響評価手続	香川県環境政策課	087-832-3213
		敷地の面積が20ha以上である電気事業に係る工場又は事業場を新設、増設する場合は、環境アセスメントの実施が必要です。	環境影響評価手続		
32	道路法	国・県・市町の管理する道路において、占用及び工事等を行う場合は、許可が必要です。	許可	(国管理) 国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所管内の各国道維持出張所	(高松) 087-881-4317 (善通寺) 0877-62-1471
				(県管理) 各地域の土木事務所又は小豆総合事務所の管理担当課	(長尾) 0879-52-2585 (高松) 087-889-8902 (中讃) 0877-46-7469 (西讃) 0875-25-5261 (小豆)

No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類型	相談窓口	電話番号
					0879-62-1334
				(市町管理) 各市町の道路担 当課	各市町の道路 担当課
33	国土利用計画法	一定面積以上の土地売買等をする場合は、届出が必要です。 ①都市計画区域 5,000 m <sup>2</sup> 以上 ②都市計画区域以外の区域 10,000 m <sup>2</sup> 以上	届 出	香川県環境政策課	087-832-3210
34	電気事業法	出力規模によって、以下の手続きが必要となります。 ①工事計画の届出 ②保安規程の届出 ③電気主任技術者の選任・申請 ④使用前自主検査の実施 ⑤使用前自己確認の届出 ⑥安全管理審査の申請等	許 可 又 は 届 出	経済産業省中国 四国産業保安監 督部四国支部電 力安全課	087-811-8587
35	道路交通法	発電設備の工事等の際に道路を使用する場合は、事前に工事場所を管轄する警察署の許可が必要です。	許 可	工事場所を管轄 する警察署	工事場所を管 轄する警察署

# 県ガイドライン等手続きフロー





## 香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン

香川県環境森林部環境政策課  
総務・土地利用計画グループ

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号  
TEL：087-832-3209 (ダイヤル)  
FAX：087-806-0227  
E-mail：kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp

